13058号、輸第13142号、輸第13206号、輸第13324号、輸第13376号、輸第13572号、輸第13699号、輸第13700号、輸第13701号、輸第13702号、輸第13800号、輸第13855号、輸第92290号、輸第100151号、輸第100270号、輸第100271号、輸第100344号、輸第101905号、輸第102277号

変更前　東京都中央区日本橋本石町三丁目３番５号
変更後　東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
登録番号　輸第3359号、輸第3857号、輸第7279号、輸第7280号、輸第8392号、輸第8974号、輸第9045号、輸第9215号、輸第11905号、輸第13547号、輸第13609号、輸第13612号、輸第101512号、輸第101535号、輸第102620号

変更前　福岡県福岡市中央区今川二丁目７番52―305号
変更後　福岡県福岡市中央区天神一丁目９番17号
登録番号　生第88214号

変更前　三重県名張市蔵持町原出523番地
変更後　三重県津市下弁財町津興258番地２
登録番号　生第91375号、生第91376号

変更前　北海道二海郡八雲町内浦町155番地３
変更後　北海道二海郡八雲町鉛川456番地２
登録番号　輸第9399号、輸第9992号、輸第10730号、輸第11147号、輸第11244号、輸第11247号、輸第13844号、輸第13923号、輸第100311号、輸第100352号、輸第100353号、輸第100422号、輸第100423号、輸第100765号

変更前　神奈川県横浜市港北区日吉二丁目14番10―607
変更後　神奈川県横浜市港北区下田町三丁目16
登録番号　生第86637号、生第86681号、輸第74号、輸第97号、輸第430号、輸第436号、輸第1109号、輸第1119号、輸第1269号、輸第1270号、輸第1608号、輸第1982号、輸第1983号、輸第1984号、輸第1985号、輸第1986号、輸第2437号、輸第2566号、輸第2567号、輸第2579号、輸第2580号、輸第2581号、輸第2582号、輸第2722号、輸第2723号、輸第2724号、輸第2760号、輸第3516号、輸第3517号、輸第3597号、輸第3598号、輸第3800号、輸第3924号、輸第4079号、輸第4424号、輸第4425号、輸第4566号、輸第5239号、輸第5264号、輸第5265号、輸第5266号、輸第6022号、輸第6023号、輸第6466号、輸第6853号、輸第6963号、輸第6965号、輸第7365号、輸第7587号、輸第8326号、輸第8560号、輸第9794号、輸第9899号、輸第9900号、輸第9901号、輸第10008号、輸第10079号、輸第10949号、輸第10972号、輸第11068号、輸第11743号、輸第12074号、輸第12190号、輸第12280号、輸第12290号、輸第12490号、輸第12791号、輸第12997号、輸第13232号、輸第13233号、輸第13234号、輸第13235号、輸第13236号、輸第13237号、輸第13238号、輸第13239号、輸第13240号、輸第13241号、輸第13349号、輸第13354号、輸第13411号、輸第13412号、輸第13478号、輸第13531号、輸第13642号、輸第13643号、輸第13714号、輸第13807号、輸第92302号、輸第100265号、輸第100333号、輸第100657号、輸第100822号、輸第101492号、輸第101538号、輸第101605号、輸第101606号、輸第101607号、輸第101608号、輸第101609号、輸第101610号、輸第102152号、輸第102436号、輸第102437号、輸第102551号、輸第102552号、輸第102553号、輸第102554号

変更前　東京都千代田区大手町一丁目４番２号
変更後　東京都中央区日本橋一丁目７番１号
登録番号　生第87397号、生第88217号、生第88218号、生第88824号、生第89004号、生第89667号、生第89668号、生第90194号、生第91664号、生第92145号、生第92278号、生第92354号、生第92423号、生第92744号、生第93080号、生第100650号、生第101183号、輸第11656号、輸第11657号

変更前　宮城県黒川郡富谷町太子堂一丁目16番25号
変更後　宮城県富谷市太子堂一丁目16番25号

2　肥料の名称の変更

登録番号　生第83810号
変更前　発酵豚糞汚泥堆肥
変更後　発酵豚糞汚泥堆肥団粒
登録番号　生第102088号
変更前　ほう素有機入り粒状固形肥料Ｓ365
変更後　くみあいほう素尿素有機入り粒状固形肥料Ｓ365
登録番号　生第101567号
変更前　エコアミノＳ
変更後　特栽用有機入り10号
登録番号　生第81032号
変更前　自然改Ｒ
変更後　コンポストげんきくん
登録番号　生第100863号
変更前　ガイア蘇生＋（ＰＬＵＳ）
変更後　ガイアパワー
登録番号　生第75306号
変更前　丸菱硝安ほう素入り燐加安化成214
変更後　丸菱ほう素入り燐加安化成214
登録番号　生第100866号
変更前　ルートビース１
変更後　ルートビース１

○国土交通省告示第三十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の二の三第二項第一号の規定に基づき、申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

本則（第一の表⑴の項(3)欄第二号及び第四を除く。）中「特定指定建築材料」を「指定建築材料」に改める。

第一の表⑴の項(3)欄中「第四」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十七条」に、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同欄第二号中「適合する試験所」の下に「その他の当該試験を公正かつ適確に行うことができる試験所」を加え、同表⑵の項(3)欄第二号を次のように改める。

二　次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であって、当該認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類によって、平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合

イ　認定を受けようとする指定建築材料の品質保持に必要な技術的生産条件がＪＩＳ　Ｑ九〇〇一（品質マネジメントシステム―要求事項）―二〇〇〇の規定に適合していることについての国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する機関の認証

ロ　指定建築材料の生産についての工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項に規定する認証（認定を受けようとする指定建築材料の技術的生産条件が、当該認証に係る指定建築材料の技術的生産条件と同等であることが確かめられた場合に限る。）

第四を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる建築材料以外の指定建築材料のうち、この告示の施行前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、この告示は、適用しない。